

佐久市清酒の普及の促進に関する条例

佐久市は、浅間山、八ヶ岳、蓼科山、荒船山などの雄大な山並みもたらす豊かな湧水と千曲の清流が育む良質の米に恵まれ、古くから多くの酒蔵を擁し、「酒の郷」と謳われてきました。

また、これらの酒蔵で製造される、我が国の「國酒」でもある清酒は、長い歴史の中で、佐久ならではの食文化の創造と酒造業を始め、飲食業や農業などの関連する産業の発展に寄与してきました。

こうした歴史を踏まえ、清酒による乾杯の推進その他の取組により清酒の普及を促進し、地域の食文化を継承するとともに、市内の清酒に関連する産業の振興を図ることを目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、清酒（本市で製造される清酒をいう。以下同じ。）による乾杯の推進その他の取組により清酒の普及を促進し、もって市内の酒造業、酒類販売業、飲食業、農業等の関連する産業の振興を図るとともに、地域の食文化の継承を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、清酒の普及の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(議員の役割)

第3条 議員は、清酒による乾杯の推進その他の取組により清酒の普及の促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 清酒の製造、販売又は提供を業として行う者（以下「事業者」という。）は、清酒の普及の促進に主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(酒米の生産者の役割)

第5条 酒米（清酒の原料とする米をいう。）の生産者は、清酒の製造に適した米の積極的な生産に取り組むよう努めるとともに、その生産技術の向上及び継承に努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は、清酒による乾杯の推進その他の清酒の普及の促進に関する市、議員及び事業者の取組に協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好及び意思の尊重)

第7条 市、議員、事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。